

# 29年度市民税・都民税 納税通知書を発送します

29年度市民税・都民税の納税通知書を6月9日(金)に発送します。今回発送する納税通知書は、徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方と、公的年金からの特別徴収(年金天引き)の方が対象です。

## 給与天引きしている方で納税通知書が届く方

給与以外の収入(公的年金などの雑所得、事業所得、不動産所得など)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合は、給与からの特別徴収税額と、公的年金からの天引きで納めていた29年度の市民税・都民税の税額が、28年度から大幅に減少した場合、公的年金からの天引きが8月から中止になります。その際、納め過ぎが発生し還付になる場合があります。なお、前記に該当する方は納税通知書の備考欄に「公的年金からの特別徴収を8月より中止します」と記載されています。また、還付となります。

## 29年度国民健康保険(国保)の税率などが改定になります

〜厳しい国保財政にご理解・ご協力を〜

国民健康保険(国保)は、病気がけがをしたときに、加入する皆さんが経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの公費と、加入者から納めていた国保税によって支えられています。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化などにより、極めて厳しい財政運営を強いられています。

## 29年度国保税の税率改定について

29年度に医療機関などに支払う保険給付費の見込み額は約1億8500万円にのぼります。28年度から約3億円減少し、約82億7000万円となりました。これまで一貫して右肩上がりな推移してきた保険給付費が減少することは、近年例を見ません。大きな要因は次の2点です。

- ①超高額医薬品の薬価引き下げ ②肝炎やがんなどに効果

特別徴収の方でも納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

## 公的年金からの天引きが中止になる方

市民税・都民税を公的年金からの天引きで納めていた29年度の市民税・都民税の税額が、28年度から大幅に減少した場合、公的年金からの天引きが8月から中止になります。その際、納め過ぎが発生し還付になる場合があります。なお、前記に該当する方は納税通知書の備考欄に「公的年金からの特別徴収を8月より中止します」と記載されています。また、還付となります。

## 65歳未満で公的年金と給与所得がある方

65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得に係る市民税・都民税が給与から天引きされている方は、公的年金などの所得と合わせて給与から天引きすることができません。ご希望の方は、勤務先から申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき処理を行います。なお、給与所得に係る市民税・都民税の徴収方法が普通徴収の方の取り扱いに変更ありません。

## 市民税・都民税の税率

市民税・都民税は、均等割額と所得割額の合計が、年税額として課税されます。▼均等割額 所得金額に関わらず

所得と給与所得があり、給与所得に係る市民税・都民税が給与から天引きされている方は、公的年金などの所得と合わせて給与から天引きすることができません。ご希望の方は、勤務先から申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき処理を行います。なお、給与所得に係る市民税・都民税の徴収方法が普通徴収の方の取り扱いに変更ありません。

## 後期高齢者医療制度

### 29年度から保険料の軽減特例が見直されます

後期高齢者医療保険料は、均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただきます。同保険料は、世帯の所得水準に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間の世代内の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、29年度の同保険料から軽減特例の一部が次の通り見直されました。

表1 均等割額の軽減割合

総所得金額等の合計額	29年度軽減割合
33万円以下(被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	9割
33万円以下で上記以外	8.5割
33万円+(27万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(49万円×被保険者の数)以下	2割

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象になります。  
※世帯の判定は、当該年度の4月1日時点(年度の途中で制度の対象となった場合は資格取得日)で行います。

表2 所得割額の軽減割合

賦課のもととなる所得金額	29年度軽減割合
15万円以下 ※1	70%
20万円以下 ※2	45%
58万円以下 ※3	20%

※1と※2は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。  
※3は国の軽減特例で、30年度以降は廃止の予定です。それに伴い※1と※2も見直しが予定されています。

表3 被扶養者軽減(均等割額の軽減割合)

29年度	30年度	31年度以降(加入から2年を経過する月まで)
7割	5割	5割

判定します(左上表1参照)  
※1 総所得金額等を合計した額 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計(退職所得を除く)で、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除がある場合は、均等割額の軽減判定額の算出の際に必要経費として算入、または控除しません  
※2 所得割額の軽減 所得が基準額を超えない被保険者は、所得割額が軽減されます(左表2参照)  
※3 被扶養者軽減 後期高齢者医療制度の対象になった日の前日まで会社の健康保険(国保・国保組合を除く)な

## 国保税の算定方法

①被保険者の減少 ②昨年10月に社会保険の適用要件の緩和があり、市の国保からも約1・5%の被保険者が社会保険に移行されました。ただし被保険者の減少は、保険給付費の抑制につながる反面、国保税の減少にも直結することから、29年度も財源不足額は約1億8500万円にのぼることが見込まれます。

## 所得割 課税年度の前年中における被保険者の所得に応じて計算

均等割 世帯の被保険者数に応じて計算

## 平等割 世帯ごとに計算

29年度の変更点

## 平等割の切り下げ 30年度から国保が都道府県との共同運営となるのに合わせ、現在の所得割・均等割・平等割

表1 税率等改定表

年度	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額	
				28年度	29年度
医療分	4.71%	2万9,200円	4,400円	54万円	54万円
				3万700円	2,200円
後期高齢者支援分	1.91%	1万1,600円	1,800円	19万円	19万円
				1万2,200円	900円
介護分	1.56%	1万1,400円	3,000円	16万円	16万円
				1万2,700円	1,500円

資料 国民健康保険税算定例

例	世帯構成	収入などの状況	保険税額		軽減
			28年度	29年度	
1	68歳、1人で加入	年金収入150万円	1万4,000円	→1万3,700円	7割
2	45歳、1人で加入	給与収入124万円	5万1,800円	→5万1,200円	5割
3	68歳、65歳の夫婦で加入	年金収入264万円	14万3,700円	→14万4,500円	2割
4	39歳、33歳、7歳の家族3人で加入	給与収入350万円	25万6,900円	→26万100円	-
5	40歳、45歳、10歳、7歳の家族4人で加入	給与収入500万円	45万1,100円	→45万7,500円	-

## 国民健康保険

### ジェネリック医薬品に関するお知らせを発送します

ジェネリック医薬品(※)に切り替えることで、薬代の自己負担額の軽減が見込まれる30歳以上の被保険者に、「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を送付します。ジェネリック医薬品へ切り替える際の参考にしてください。

ジェネリック医薬品(※) 一般的に低価格でありながら、安全性や品質は新薬(先発医薬品)と同等であると厚生労働省に認められている後発医薬品

【発送時期】6月(2月処方) 詳しくは保険年金課国民健康

## 第2回市議会定例会を開催します

29年第2回市議会定例会が6月6日(火)〜27日(火)の日程で開催の予定です。一般質問が8日(木)〜13日(火)、常任委員会が15日(木)〜19日(月)、予算特別委員会が20日(火)〜21日(水)の予定です(いずれも土曜・日曜日は休会)。

詳しくは議会事務局 470・7789へ。